

短時間正社員制度を活用して 人材の確保・定着や モチベーションの向上に 取り組んでみませんか？

利用無料

「短時間正社員制度導入
支援コンサルティング」
対象法人等の募集のご案内

「短時間正社員制度」の導入や運用の見直し等に意欲的に取り組む医療・福祉分野の法人等を募集します。専門コンサルタント（社会保険労務士）と一緒に「短時間正社員制度」を通じた人材の確保・定着やモチベーションの向上などの課題の解決を目指しませんか。

短時間正社員とは？

フルタイム正職員と比較して、1週間の所定労働時間が短い正規型の職員で、下記のいずれにも当てはまる職員のことを言います。

- 1 期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結している
- 2 時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等がフルタイム正職員と同等

コンサルティングの概要

▶ 対象業種・職種や要件等

対象業種及び職種

- 全国の医療・福祉事業を営む法人及び企業における看護師、介護職員、保育士
※ 「事務職のみ」への導入は支援対象外となります
※ 介護職員については、施設に勤務する職員が対象です

要件等

- 対象職種の就業規則をご提示いただける法人及び企業（事業所・施設）であること
- 対象職種のいずれかで短時間正社員制度の導入・見直しを検討（予定）していること
※ 育児・介護休業法に基づく育児・介護短時間勤務制度は本コンサルティングの短時間正社員制度に該当しません（法を上回る制度の場合は対象となります）。
- コンサルティングの実施後、ご了承いただいた上、本事業で作成予定のマニュアルへの掲載や普及セミナーでの事例発表にご協力いただくことがあります。

▶ コンサルティングの内容

平成30年11月から平成31年2月までの期間に、専門家が3～4回程度訪問して、お話を伺いながら進めます。

■ 制度の新規導入を検討したい法人

- 課題把握、整理のサポート
- 制度導入の基本方針のご提案
- 制度導入までに行うべき事項とスケジュールのご提案
- 導入する短時間正社員制度案の提示 等

■ すでに制度を導入済で、運用を改善をしたい法人

- 現状の課題分析と、特に取り組むべきポイントのご提案
- 運用改善のための基本方針のご提案
- 運用改善のために行うべき事項とスケジュールのご提案 等

お申込み方法

下記お申込み専用サイトにアクセスしていただき、必要事項をご入力の上
ご応募ください。

<http://www.mri.co.jp/ifukutanjikan/>



募集法人数 | 15法人（予定）

募集期間 | **平成30年10月11日（木）～11月22日（木）**
17:00まで

費用 | 無料

※ 応募時にご登録いただいた個人情報は、厚生労働省より委託を受けた(株)三菱総合研究所が適切に管理いたします。

事業や応募に関するお問合せは以下の宛先をお願いいたします。

平成30年度厚生労働省委託事業 「短時間正社員制度導入支援コンサルティング」事務局

【委託先】株式会社 三菱総合研究所
地域創生事業本部 プラチナコミュニティグループ

担当 | 島、高田、大橋、杉山、宮下

平日 | 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

TEL | 03-6705-6190 FAX | 03-5157-2142

e-mail | tanjikan-consulting_h30@ml.mri.co.jp